

## 5. 実務経験の証明について

申請人の要件（11 ページの要件1～要件3）に応じた実務経験は、実務経験証明書を用いて証明者にその事実を証明してもらうことが必要である。

ただし、この実務経験証明書の他に申請人の実務経験を確実に証明できる書類（\*）があれば、その書類を用いて申請人の実務経験を証明することは可能である。例えば、申請人が電気工事業法に基づく登録業者又はみなし登録業者の主任電気工事士に選任されている場合、その事実が確認できる登録業者の登録簿謄本又はみなし登録業者の届出簿の写しを実務経験証明書の代わりに使用すれば、それで申請人の3年間の実務経験が証明されることになる。

（\*）電気工事業法に基づく登録簿謄本等又は電気工事業法第26条の帳簿の写しなど

### （1）実務経験の必要経験年数の運用

- ① 経験年数は、必ずしも連続して3年の経験を積むことを要するものではなく、空白があったとしても通算して必要経験年数を満たしていればよい。

具体的に言えば、試験合格3年の申請人がA社で2年の経験を積み、その後空白期間を経て、B社で1年の経験を積んでいる場合、その申請人は通算で3年の経験を積んだこととなり、必要経験年数を満たしていることになる。ただし、この場合申請人はA社とB社それぞれの実務経験証明書等が必要となる。

- ② 電験認定5年の申請人の実務経験は、「実務経験として認められる電気工事」と「事業用電気工作物の維持及び運用に関する業務」の2つの経験が認められている。したがって、その必要経験年数は、どちらか1つの経験が5年以上でもよく、また、2つの経験を合わせて5年以上でもよい。

### （2）実務経験証明書記載例フローチャート

実務経験証明書（以下、証明書という。）は、その記載内容から申請人の実務経験が電気工事士法等に照らし適法なものとして判断できるものであり、かつ、その事実を証明する証明者もまた適格な者と判断できるものでなければ受理することはできない。

このため、申請人に証明書の様式を配布する際には、個々の申請人の実務経験に応じた証明書記載例を用意し、記載上の注意事項を十分に説明することが不可欠である。

そこで、担当者が申請人の実務経験から、その申請人に合った証明書記載例を用意するまでの流れをフローチャートを用いて以下に記述することとする。

